

# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	国民年金法による国民年金に関する事務 重点項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

川崎市は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

神奈川県川崎市市長

## 公表日

令和3年11月12日

## 項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所



システム2～5	
システム6～10	
システム11～15	
システム16～20	
3. 特定個人情報ファイル名	
国民年金情報ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第1の31の項
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[ 実施しない ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	-
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉局医療保険部国民年金・福祉医療課
②所属長の役職名	国民年金・福祉医療課長
7. 他の評価実施機関	
-	

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
国民年金情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	被保険者、被保険者のうち保険料免除等を申請する者の世帯主及び配偶者、受給権者
その必要性	国民年金の資格取得、喪失の届出、保険料免除等の申請書、裁定請求書の受理等の国民年金事務を行う上で、被保険者等の4情報、世帯構成、所得状況等を正確かつ効率的に把握するために必要
④記録される項目	[ 50項目以上100項目未満 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ ] 健康・医療関係情報 [ ] 医療保険関係情報 [ ] 児童福祉・子育て関係情報 [ ] 障害者福祉関係情報 [ ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ ] 学校・教育関係情報 [ ] 災害関係情報 [ ] その他 ( )</li> </ul>
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>○識別情報 ・個人番号:対象者を正確に特定するために保有 ・その他識別情報(宛名番号):庁内連携に使用するために保有</li> <li>○連絡先等情報 ・4情報・連絡先・その他住民票関係情報 ①対象者を正確に特定するために保有 ②被保険者からの届出の際の住所等を確認するために保有 ③本人への連絡等のために保有 ④転出、死亡などの情報による資格喪失処理を行うために保有</li> <li>○業務関係情報 ・地方税関係情報:保険料免除等の申請、各種給付の裁定請求の受付時に要する確認のために保有 ・年金関係情報:国民年金事務を行うために保有</li> </ul>
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成29年4月1日
⑥事務担当部署	健康福祉局医療保険部国民年金・福祉医療課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( 市民文化局戸籍住民サービス課、財政局市民税管理課 ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( 日本年金機構 ) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ( )	
③使用目的 ※	1 国民年金の資格取得、喪失等の資格異動の届出等の受付 2 保険料免除等の申請の受付 3 裁定請求等の受付 4 日本年金機構から提供される処理結果情報による確認	
④使用の主体	使用部署	健康福祉局医療保険部国民年金・福祉医療課、各区役所区民サービス部保険年金課、各支所区民センター
	使用者数	<input type="checkbox"/> 50人以上100人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		1 国民年金の資格取得、喪失等の資格異動の届出等の受付 住民票関係情報、厚生年金の加入喪失情報等から資格要件を確認し受付情報を国民年金事務システムに入力する。届出等書類は日本年金機構に送付(進達)する。任意加入等の申出についても同様に受付処理・進達を行う。 2 保険料免除等の申請の受付 申請に基づき受付情報を国民年金事務システムに入力し、世帯状況、所得情報等により審査のうえ申請書類を日本年金機構に送付(進達)する。 3 裁定請求等の受付 請求書、診断書等の添付書類、資格状況等を確認し受付情報を国民年金事務システムに入力する。請求等書類は日本年金機構に送付(進達)する。 4 日本年金機構から提供される処理結果情報による確認 日本年金機構から送付される処理結果の一覧により受付情報と処理結果の突合及び確認を行い、適宜、国民年金事務システムに登録した内容の更新を行う。
	情報の突合	・住民基本台帳情報と届出・申請内容を突合し、被保険者の資格要件を確認する。 ・地方税関係情報と被保険者及びその同一世帯員の基本4情報等の住民基本台帳情報を突合し、所得額等を確認する。 ・日本年金機構から送付される処理結果の一覧による情報と国民年金事務システムにおける受付情報を突合し、処理結果を確認する。
⑥使用開始日	平成29年4月1日	







<b>移転先3</b>	こども未来局こども支援部こども家庭課
①法令上の根拠	「川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項(別表第2の22の項)」又は「川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第3項」
②移転先における用途	番号法別表第2第75項に規定される事務(児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの)
③移転する情報	国民年金法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって主務省令で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	被保険者
⑥移転方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	資格異動が発生する都度及び月次
<b>移転先4</b>	健康福祉局医療保険部医療保険課
①法令上の根拠	「川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項(別表第2の10の項)」又は「川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第3項」
②移転先における用途	番号法別表第2第45項に規定される事務(国民健康保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であって主務省令で定めるもの)
③移転する情報	国民年金法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって主務省令で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	被保険者
⑥移転方法	[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	月次

移転先5	健康福祉局医療保険部収納管理課
①法令上の根拠	「川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項(別表第2の10の項)」又は「川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第3項」
②移転先における用途	番号法別表第2第45項に規定される事務(国民健康保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であって主務省令で定めるもの)
③移転する情報	国民年金法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって主務省令で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	被保険者
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> 専用線 <input checked="" type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	月次
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	1 国民年金事務システム セキュリティシステムにて入退館管理をしている庁舎エリア内のうち、さらに静脈認証(アクセス権限のある者のみ登録)を必要とする場所に設置したサーバ内に保管している。サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要 2 システム連携基盤 セキュリティゲートにて入退館管理を行っているデータセンター内で、さらに入退室管理を行っている部屋(サーバ室)に設置したサーバ内に保管している。
7. 備考	
-	

## (別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

### 【国民年金情報ファイル】

#### <宛名>

宛名番号 個人番号 世帯番号  
氏名情報 生年月日 性別 続柄  
住民区分 世帯主情報 住民となった事由  
現住所情報 前住所情報 転入元住所情報 転出先住所情報  
筆頭者情報 消除情報 国籍 通称 処理停止情報 在留資格情報

#### <年金基本>

宛名番号 基礎年金番号 電話番号 旧年金番号

#### <資格情報>

基礎年金番号 被保険者種別 取得日 取得事由 喪失日 喪失事由 喪失理由

#### <付加情報>

基礎年金番号 付加加入情報 付加脱退情報

#### <免除情報>

基礎年金番号 免除種類 免除該当情報 裁定結果情報 免除終了情報 法免消滅情報 送付日 学校情報

#### <老齢裁定受付>

宛名番号 基礎年金番号 年金コード 裁定請求情報 死亡情報

#### <障害裁定受付情報>

宛名番号 基礎年金番号 年金コード 裁定請求情報 死亡情報 診断書情報

#### <遺族裁定受付情報>

宛名番号 基礎年金番号 年金コード 裁定請求情報 請求者情報 死亡情報

#### <老齢福祉裁定受付情報>

宛名番号 証書番号 裁定請求情報 死亡情報

#### <所得情報>

宛名番号 相当年度 賦課年度 一般扶養数 老人扶養数 特定扶養数 控除対象者配偶者 障害者扶養数  
特別障害者扶養数 年少扶養数 本人障害者区分 本人寡婦区分 本人勤労学生区分 公的年金収入  
公的年金等雑所得 合計所得金額 純損失 雑損控除 医療費控除 社会保険料控除 配偶者特別控除

### Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

<b>1. 特定個人情報ファイル名</b>	
国民年金情報ファイル	
<b>2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）</b>	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用目的及び記載内容を説明した上で、本人から書面による記載を求めている。</li> <li>・システムを利用する職員を限定し、利用者権限を設定することによって入手可能な情報に制限をかけている。</li> <li>・システム利用者抹消（人事異動、退職など）の状況が発生した場合は、速やかにシステム利用者抹消処理を行っている。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
-	
<b>3. 特定個人情報の使用</b>	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	システム連携基盤の職員認証・権限管理機能により、不適切な端末操作や情報照会などを抑止し、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保する。また、システム連携基盤では、各利用システムごとにIDとパスワードによる認証及びアクセス制御を実施しており、必要のない情報との紐付け等が行われるリスクを防止している。
リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<input type="checkbox"/> 行っている <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 行っている      2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民年金事務システムを利用する必要がある職員や委託先の特定、また、個人番号の照会を可能とする対象者、不可とする対象者を特定し、個人ごとにユーザID及びパスワード、生体情報による二要素認証を行っている。</li> <li>・ユーザーごとに操作権限を設定することにより、不適切な操作等が行われるリスクを軽減している。</li> <li>・異動等により、事務を取り扱うことがなくなった職員のユーザーIDは使用できないよう登録の削除を行っている。</li> <li>・なりすまし防止策への対応として、一定時間経過で自動ログアウトする仕組みを実装している。</li> <li>・アクセスログを取得するとともに、定期的にログを解析できる仕組み、不正利用された場合にログを追跡できる仕組みを用意する。</li> </ul>
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
-	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ] 委託しない	
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	業務委託契約書に次に掲げるものに関する事項を明記し、契約締結にあたり本市の情報セキュリティに関する遵守事項を説明する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報の保護に関する条例等の遵守</li> <li>・責任体制の整備、作業責任者等の届出</li> <li>・作業場所の特定、作業従事者に対する教育の実施</li> <li>・作業責任者及び作業従事者の監督</li> <li>・守秘義務</li> <li>・再委託</li> <li>・特定個人情報の管理</li> <li>・提供された特定個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止</li> <li>・特定個人情報の受渡し、返還又は廃棄</li> <li>・定期報告及び緊急時報告</li> <li>・監査及び検査</li> <li>・事故時の対応</li> <li>・契約解除</li> <li>・損害賠償</li> </ul>
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[ 十分に行っている ] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	書面による許諾の無い再委託を禁止するとともに、再委託先においては委託先と同等のリスク対策を行うこととしている。
その他の措置の内容	特定個人情報ファイルの適切な取扱いが確保されていることを検証及び確認するため、委託先及び再委託先(再々委託以降を行う場合の当該再々委託先等についても同じ。)に対して、監査又は検査を行う。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
-	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ] 提供・移転しない	
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民基本台帳法第7条第11号及び番号法第9条第2項に基づく条例に規定される事項に限り移転する。</li> <li>・当該移転について、誰に対し何の目的で移転できるかを書き出したマニュアルを整備し、マニュアル通りに特定個人情報の移転を行う。</li> <li>・同一機関内における移転の際は、移転先の各所管課あて利用の許可を行った場合に、利用内容を確認した上で、必要な情報のみを移転することとしている。</li> </ul>
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
-	

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 不正な提供が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		
7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生あり ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	別紙(個人情報に関する重大事故について)を参照	
再発防止策の内容	別紙(個人情報に関する重大事故について)を参照	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査 [○] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	・川崎市情報セキュリティ基準等に基づき、情報セキュリティに関する教育を実施することとしている。 ・新任職員に対して、特定個人情報保護や情報セキュリティに関する研修を実施することとする。	
10. その他のリスク対策		
-		

## 個人情報に関する重大事故について

### 事案1 税の委託業務における無許諾での再委託

#### 【事案の内容】

##### ①発生（発覚）時期

平成30年12月13日

※委託期間は平成29年12月18日～平成30年3月31日

##### ②事案の概要

平成29年度に市が委託したマイナンバーを含む課税資料のデータ入力業務において、本市の許諾を得ることなく無断で他の業者に再委託をしていた事実が判明した。

##### ③原因

委託先の作為による報告詐称によるもの。また、市として実地の監査・調査を実施していないなど、委託先における特定個人情報の取扱状況の把握が不十分であったことにより、発覚の遅れにつながった。

##### ④影響

39万5,788件分の個人情報が第三者（再委託先事業者）に漏えいした。

そのうち、マイナンバーが記載されているものは約35万件と推計される。

（漏えい等した情報の内容）

- ・給報（総括表）：給与支払者の法人番号、名称、所在地、受給者人数など
- ・給報（個人別明細書）：従業員の方の住所、氏名、生年月日、個人番号、給与収入額、所得控除の内訳など

なお、再委託先事業者から外部への漏えいは確認されなかった。

##### ⑤事故発生（発覚）時の対応

- ・平成30年12月13日 委託先事業者が来庁し、事案について報告
- ・平成30年12月19日 議会報告及び報道発表

#### 【再発防止策の内容】

特定個人情報を取り扱う業務を外部委託する際には、従来からの手続に加え、契約締結時に再委託の予定が無い旨を書面で提出させるように改めたほか、特定個人情報の取扱いについて必要な措置が講じられているかどうか、作業場所の実地による調査や従業者に対する監督・教育の状況確認を行うこととした。

受託業者に対しては、法令違反及び契約違反が行われたことや、専門機関による調査結果等を踏まえ、令和元年9月30日付けで競争入札参加資格の指名停止措置を行った。

## 事案2 乳幼児健康診査受診票等の誤廃棄

### 【事案の内容】

#### ①発生（発覚）時期

発生日不明（平成28年1月から令和2年6月までの間）。令和2年6月8日に所在不明の事実が判明。

#### ②事案の概要

中原区役所地域支援課において、乳幼児健康診査の受診票（平成27年4月～12月 中原区内医療機関実施分）と、妊婦健康診査の費用補助券（平成27年5月～8月、10月、12月、中原区内医療機関請求分）を文書保存期間中にもかかわらず廃棄していた。

#### ③原因

- ・公文書分類表に記載されているにもかかわらず、簿冊登録をせず、また保存箱への廃棄年度記載を複数人で確認していなかったこと、また、適正な手続きに則った廃棄処理を行っていなかったこと。

#### ④影響

誤廃棄した文書の件数等（推定値）

- ・乳幼児健康診査受診票：紛失した期間の対象者数 7,975 件のうち、中原区在住者分
- ・妊婦健康診査費用補助券：紛失した期間の対象者数 18,478 件

#### ⑤事故発生時の対応

- ・令和2年6月8日 受診票等が所在不明であることが判明
- ・令和2年6月8日～6月12日 受診票等の搜索、事実関係の調査及び確認
- ・令和2年6月15日 誤廃棄についての報道発表

### 【再発防止策の内容】

健康診査受診票をはじめとする個人情報に記載されている文書等については、簿冊登録をはじめとする適正な文書管理を行うとともに、文書の廃棄に際しては、文書内容を複数人で確認するなど、細心の注意を払って適切に処理するよう対応する。



## IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康福祉局医療保険部国民年金・福祉医療課 住 所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号: 044-200-2640</li> <li>・総務企画局情報管理部行政情報課(情報公開担当) 住 所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号: 044-200-2108</li> </ul>
②請求方法	川崎市個人情報保護条例に基づく開示・訂正等の請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	-
④個人情報ファイル簿への不記載等	-
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	健康福祉局医療保険部国民年金・福祉医療課 住 所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号: 044-200-2640
②対応方法	-

## V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和3年9月1日
②しきい値判断結果	<p>[ 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)</p>
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	-
②実施日・期間	-
③主な意見の内容	-
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	-
②方法	-
③結果	-

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月12日	IIしきい値判断項目(1. 対象人数 いつ時点の計数か)	令和1年11月1日	令和3年9月1日	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	IIしきい値判断項目(2. 取扱者数 いつ時点の計数か)	令和1年11月1日	令和3年9月1日	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	IIしきい値判断項目(3. 重大事故)	発生あり	発生なし	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	IIIしきい値判断結果	全項目評価の実施が義務付けられる	重点項目評価の実施が義務付けられる	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	I 関連情報(3. 法令上の根拠)	番号法第9条第1項及び別表第1の31の項(番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第24条の2第1号、第2号、第3号、第4号、第5号及び第6号)	番号法第9条第1項及び別表第1の31の項	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	I 関連情報(5. 評価実施機関における担当部署 ①部署)	健康福祉局医療保険部保険年金課	健康福祉局医療保険部 国民年金・福祉医療課	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	I 関連情報(5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名)	保険年金課長	国民年金・福祉医療課長	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	I 関連情報(7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先)	・健康福祉局医療保険部保険年金課(以下省略)	・健康福祉局医療保険部国民年金・福祉医療課(以下省略)	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	I 関連情報(8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先)	健康福祉局医療保険部保険年金課(以下省略)	健康福祉局医療保険部国民年金・福祉医療課(以下省略)	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	IVリスク対策(1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類)	基礎項目評価書及び全項目評価書	基礎項目評価書及び重点項目評価書	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	I 基本情報(4. 個人番号の利用 法令上の根拠)	番号法第9条第1項及び別表第1の31の項(番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第24条の2第1号、第2号、第3号、第4号、第5号及び第6号)	番号法第9条第1項及び別表第1の31の項	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	I 基本情報(6. 評価実施機関における担当部署 ①部署)	健康福祉局医療保険部保険年金課	健康福祉局医療保険部 国民年金・福祉医療課	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	I 基本情報(6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名)	保険年金課長	国民年金・福祉医療課長	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	IV開示請求、問合せ(1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先)	・健康福祉局医療保険部保険年金課(以下省略)	健康福祉局医療保険部国民年金・福祉医療課(以下省略)	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	IV開示請求、問合せ(2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先)	健康福祉局医療保険部保険年金課(以下省略)	健康福祉局医療保険部国民年金・福祉医療課(以下省略)	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	II 特定個人情報ファイルの概要(2. 基本情報 ⑥事務担当部署)	健康福祉局医療保険部保険年金課(以下省略)	健康福祉局医療保険部国民年金・福祉医療課(以下省略)	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	II 特定個人情報ファイルの概要(3. 特定個人情報の入手・使用) ④使用部署)	健康福祉局医療保険部保険年金課(以下省略)	健康福祉局医療保険部国民年金・福祉医療課(以下省略)	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	II 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転 移転先4)	健康福祉局医療保険部保険年金課	健康福祉局医療保険部医療保険課	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない